

970 3.22

主張

60秒の超低空飛行

以上は在日米艦に沿外法權的な特權を与えてくる日米地位協定の実施に関する協議機関（日本側代表）外務省北米局長、米側代表（在日米軍副司令官）です。

井波田義徳は、ヤマトノイが
沖縄島を除く日本国内の生糸地な
どに上糸を避けた山原地带の「訓

「抑止力」 口実に何でもありか

米澤
大國郡
越後國
初行

た」とは極めて重文です

練習飛行路で塔上から直距離10km未満の100mまでの飛行訓練を行なつてやるもので、10日から有効になります。合意文書には訓練航法経路を示す別図がありますが、表六参照して下さい。

日本は航空機の最低安全高度以下の飛行を禁止しています。最低安全高度は国法施行規則で人口・家屋密集地域で周囲の最も高い障害物から300m、それ以外の地域で地上から1,500mと定めています。しかし、IJCの規定は、日米地位協定に基づく航空飛行訓練は人口密集地域などの上空を避け、地上から300m以上の高さで行うとしていました(2012年の合意)。

地作戦」(EABO) を踏まえたものといふられます。同作戦は、日本本の関西諸島やフィリピンなどの島々に前進拠点を構築し中国軍を攻撃する構想です。米國の対日軍事戦略と通じ、日本の平安丸や国軍の安全を危険にさらすことは決して許されません。

訓練は、人・物資の輸送に留まらず、敵のレーダーからの捕捉や対空火器からの攻撃を回避したり、緊急事態で捜索・救難活動を行ったりするために「必要不可欠」で、「在日米軍の即応性を維持・向上する」として、日米同盟の抑止力・

法の附例法で米軍には適用され
ないけれども、実際、半
島機の最低安全飛行マップの低速飛
行が各地で確認されていました。
したがつて日本政府は、在
米軍の低速飛行訓練は日本の航空
法と同様度規制を適用してしま
った。

が今回は極端的に強調された。むしろ「政治的な指圖」とした。つまり、